

独立行政法人国立女性教育会館契約事務取扱要領

平成13年4月1日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 一般競争契約
- 第3章 指名競争契約
- 第4章 随意契約
- 第5章 契約の締結
- 第6章 契約の履行
- 第7章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人国立女性教育会館会計規程（以下「会計規程」という。）第7条の規定に基づき独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）の契約に関する事務について必要な手続を定め、契約事務の的確かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 会館が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについては、別に定めのある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

(秘密の保持)

第3条 契約事務を所掌する者は、業務上の秘密が漏れないように常に留意しなければならない。

(契約の方式)

第4条 契約責任者（会計規程第44条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、第2条の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより競争に付する方式（以下「一般競争」という。）、指名して申込みをさせることにより競争に付する方式（以下「指名競争」という。）又は随意契約によるものとする。

(入札保証金の納付の免除)

第5条 会計規程第50条第1項ただし書きの規定により、次の各号に掲げる場合には、入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部又は一部を納めさせない

ことができる。

- 一 競争に参加しようとする者が保険会社との間に会館を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- 二 第14条及び第32条の資格を有する者による競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証保険証券の提出)

第6条 契約責任者は、前条第1号の規定により、入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第7条 会計規程第50条第2項の規定により、入札保証金の納付に代えて提供させることができる有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 国債又は地方債
 - 二 政府の保証のある債券
 - 三 会館の指定する金融機関の発行する債券
- 2 会計規程第50条第2項に規定する銀行が振り出し又は支払保証をした小切手及び前項の有価証券の担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
- 一 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - 二 国債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号。以下「国債の価格に関する件」という。）による金額
 - 三 地方債 国債の価格に関する件の例による金額
 - 四 政府の保証のある債権及び会館の指定する金融機関の発行する債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額

(小切手の現金化等)

第8条 契約責任者は、競争に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、会計・施設係長をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

(入札保証金の納付等の明示)

第9条 契約責任者は、競争入札のための公告又は公示及び指名通知をするときは、入札保証金の全部を納めさせない場合を除き、当該公告又は公示及び指名通知において、当該入札保

証金は、落札者（会計規程第52条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）が契約書の取り交わしをしないときは、会館に帰属させる旨を明らかにしておかなければならない。

（入札保証金の還付）

第10条 入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後直ちに、落札者に対しては契約書を取り交わした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）に、これを還付しなければならない。

（入札書引換え等の禁止）

第11条 会計規程第48条の規定により入札を行う場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（契約審査委員会）

第12条 理事長は、役員及び職員のうちから、3人を指名し、これらをもって第26条第3項の規定により意見を求めた場合にその意見を表示するための契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第13条 契約責任者は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第45条の規程により一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

2 契約責任者は、次の各号の一に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）を一般競争に参加させてはならない。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加さ

せてはならない。

(一般競争参加者の資格)

第14条 契約責任者は、一般競争に参加しようとする者の資格について、物品の製造、物品の販売若しくは役務の提供又は物品の買受けの競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ会館における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

2 契約責任者は、前項で規定する以外の者で一般競争に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。

(入札の公告)

第15条 契約責任者は、第4条の規定により一般競争に付するときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札の公告事項)

第16条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 一般競争に付する事項
- 二 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 一般競争執行の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

(入札の無効)

第17条 契約責任者又は契約責任者から入札執行業務を命ぜられた者（以下「入札執行者」という。）は、開札を行った場合において入札書を審査した結果、当該入札書が次の各号の一に該当すると認めたときは、これを無効としなければならない。

- 一 入札に付する事項の記載のない場合及び同事項の記載に重大な誤りのある場合
- 二 入札金額の記載のない場合並びに同金額の記載が不明確な場合及び同金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない場合
- 三 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は称号及び代表者の氏名。次号において同じ。）及び押印の記載のない又は判然としない場合

- 四 代理人が入札する場合において、競争参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の記載のない又は判然としない場合（記載のない又は判然としない事項が競争参加者本人の氏名又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- 五 条件が付されている場合
- 六 同一入札書が2通以上投入されてある場合
- 七 前各号に掲げる場合のほか、会館の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない場合
- 2 契約責任者又は入札執行者は、入札者が次の各号の一に該当する場合には、当該入札者の行った入札を無効としなければならない。
- 一 公告に示した一般競争に参加する者に必要な資格のない者が入札を行った場合
- 二 入札保証金の納入を必要とする入札において、納付した入札保証金の額がその者の見積もる入札金額の100分の5に達しない者及び入札保証金を納入していない者が入札を行った場合
- 三 郵便により入札を行った場合（契約責任者が、予め郵便による入札を認めた一般競争を除く。）
- 四 電報により入札を行った場合
- 五 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理人をしている場合
- 六 公告において示した入札書の受領最終日時までに入札書が提出されなかった場合
- 七 職員の職務の執行を妨害して入札を行った場合
- 八 前各号に掲げる場合のほか、会館の指示に従わなかった場合
- 3 入札の総額をもって落札者を定めるときは、この内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。入札の単価をもって落札者を定める場合においてその総額に誤りがあってもまた同様とする。
- 4 契約責任者又は入札執行者は、第1項及び第2項の規定により入札を無効としたときは、直ちに入札者全員の面前で、当該入札を無効とする旨を明らかにしなければならない。
- 5 契約責任者は、公告において、第1項及び第2項の各号の一に該当する入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

（予定価格の作成）

第18条 契約責任者は、その一般競争に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、契約責任者又は入札執行者は、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格の決定方法）

第19条 予定価格は、一般競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。た

だし、一定期間継続してする又は給付の額の確定が困難な製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格の秘密保持)

第20条 予定価格及び予定価格作成の基礎となった書類は、秘密にしなければならない。

(入札の執行)

第21条 一般競争を執行する場合は、契約責任者又は入札執行者が指示して入札書を入札箱に投入させなければならない。

- 2 入札書を入札箱に投入させた後、入札書の引換え、変更又は取消しをさせてはならない。
- 3 入札者が代理人である場合には、委任状をもって代理人に代理権のあることを証明させなければならない。

(開札)

第22条 契約責任者又は入札執行者は、公告に示した一般競争の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(再度入札)

第23条 契約責任者又は入札執行者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(同価入札の落札者の決定方法)

第24条 契約責任者又は入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

第25条 会計規程第52条第1項ただし書きに規定する支出の原因となる契約のうち別に定めるものは、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(最低価格の入札者を落札者とし不在場合の手続)

第26条 契約責任者は、前条に規定する契約について、会計規程第52条第1項ただし書に該当すると認められるときは、最低価格をもって申込をした者を直ちに落札者とせず入札者全員に後日落札者の決定を通知する旨告げるものとする。

2 契約責任者は、前項の措置を執った場合においては、当該最低価格をもって申込をした者により当該契約の内容に適合した履行がされないかどうかについて調査しなければならない。

3 契約責任者は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を審査委員会に提出し、その意見を求めなければならない。

(総合評価落札方式)

第26条の2 理事長は、会計規程第52条第2項の規定に基づき、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、会館にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

(審査委員会の意見の表示)

第27条 審査委員会は、第26条第3項の規定により、契約責任者から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

(落札者の決定について審査委員会と契約責任者の意見が同一の場合)

第28条 契約責任者は、前条の規定により表示された審査委員会の意見が、自己の意見と同一であった場合においては、最低価格をもって申込をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち最低の価格をもって申込をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

(落札者の決定について審査委員会と契約責任者の意見が異なる場合)

第29条 契約責任者は、審査委員会の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とするすることができる。

(再度公告入札の公告期間)

第30条 契約責任者は、入札者若しくは落札者が不在場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに一般競争に付そうとするときは、第15条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争によることができる場合)

第31条 会計規程第46条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせる場合
 - 二 予定価格が500万円を超えない財産を買い入れる場合
 - 三 予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れる場合
 - 四 予定価格が200万円を超えない財産を売り払う場合
 - 五 予定賃借料の年額又は総額が100万円を超えない物件を貸し付ける場合
 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が350万円を超えないものをする場合
 - 七 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなる場合
 - 八 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難である場合
 - 九 契約上の義務違反があるときは、会館の業務に著しく支障をきたすおそれがある場合
 - 十 前各号に規定するもののほか、会館の業務の運営上必要があると認められる場合
- 2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第32条 指名競争に参加する者の資格については、第14条の規定を準用する。

(指名基準)

第33条 理事長は、前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を契約の種類ごとに定めなければならない。

- 2 前項の基準は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して定めるものとする。
- 一 信用状態
 - 二 不誠実な行為の有無
 - 三 手持ちの受注状況
 - 四 技術的適性
 - 五 地理的条件
 - 六 過去の履行成績

(競争参加者の指名)

第34条 契約責任者は、指名競争に付す場合には、第32条の資格を有する者のうちから、前条第1項に規定する基準により競争に参加させる適正な者をなるべく10名以上指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、第16条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名

する者に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第35条 第13条、第17条から第29条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において、第17条第2項第1号中「公告に示した一般競争に参加する者に必要な資格のない者」とあるのは「指名していない者」と、同項第6号中「公告」とあるのは「公示及び指名通知」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第36条 会計規程第47条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 会館の行為を秘密にする必要がある場合
- 二 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせる場合
- 三 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れる場合
- 四 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れる場合
- 五 予定価格が100万円を超えない財産を売り払う場合
- 六 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付ける場合
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをする場合
- 八 運送又は保管させる場合
- 九 国又は地方公共団体と契約をする場合
- 十 外国で契約する場合
- 十一 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買入れる場合
- 十二 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- 十三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- 十四 急速に契約をしなければ契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがある場合

(随意契約の特例)

第37条 理事長は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 理事長は、落札者が契約を結ばないときはその落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合には、履行期限を除くほか最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第38条 前条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の範囲内で数人に分割して契約することができる。

(予定価格の決定)

第39条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第19条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第40条 契約責任者は、随意契約によろうとする場合には、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の見積書の徴取は、予定価格が100万円以上の場合において徴するものとする。

(予定価格の積算及び見積書の省略)

第41条 次に掲げる随意契約については、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算(以下「予定価格の積算」という。)を省略し、又は見積書の徴取を省略することができる。

一 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約

二 予定価格が250万円を超えない随意契約で契約責任者が予定価格の積算を省略しても支障がないと認めるもの

三 前各号に掲げるもののほか、契約の性質上特に予定価格の積算又は見積書の徴取を要しない随意契約

2 前項第3号の規定により予定価格の積算又は見積書の徴取を省略したときは、その理由を明らかにしておかなければならない。

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第42条 契約責任者は、締結しようとする契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち必要な事項を記載しなければならない。

一 件名又は品名

二 契約年月日

- 三 数量単位及び単価
- 四 契約金額及び支払条件
- 五 履行期限又は期間
- 六 受渡場所
- 七 契約保証金
- 八 前金払
- 九 履行の監督又は検査
- 十 違約金
- 十一 遅滞金
- 十二 遅延利息
- 十三 契約の解除
- 十四 危険負担
- 十五 契約内容の変更又は履行の中止の場合の損害負担
- 十六 契約不適合責任
- 十七 債権譲渡及び履行委任
- 十八 相殺
- 十九 紛争の解決方法
- 二十 その他必要事項

(契約金額が確定しない場合の契約)

第43条 理事長は、契約締結時において金額の確定が困難と認められる場合には、概算金額をもって契約を締結することができる。この場合においては、金額の確定が可能となったときは、すみやかに必要な手続をとらなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第44条 会計規程第53条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第14条の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で契約金額が300万円（外国で契約するときは400万円）を超えないものとする場合
- 二 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- 三 第1号に規定するもの以外の随意契約について契約責任者が契約書を作成する必要がないと認める場合

(請書等の徴取)

第45条 会計規程第53条後段の規定により請書等を徴する契約は、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方による継続的又は反復的給付を求める契約とする。

(契約保証金の納付の免除)

第46条 会計規程第54条第1項ただし書きの規定により、次に掲げる場合には、契約保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に会館を被保険者とする履行保険契約を結んだ場合
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだ場合
- 三 第14条の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

2 第6条の規定は、前項第1号の場合に準用する。

(複数年契約)

第46条の2 理事長は、継続して行う役務の調達その他の契約について、経済性を総合的に考慮した上で、安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、会計規程第47条の2に規定する複数年契約を行うことができる。

第6章 契約の履行

(監督)

第47条 契約責任者は、工事又は製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）を締結した場合においては、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）をしなければならない。

2 前項に規定する監督は、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(監督職員等の一般的職務)

第48条 契約責任者又は契約責任者から監督を命ぜられた補助者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 契約責任者又は監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 契約責任者又は監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第49条 監督職員は、契約責任者と緊密に連絡するとともに、契約責任者の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査)

第50条 契約責任者は、請負契約又は物品の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物品の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）をしなければならない。

- 2 前項に規定する検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。
- 3 第1項に規定する補助者は、契約金額が100万円未満の場合は、当該契約を要求した担当課長とする。

(検査職員等の一般的職務)

第51条 契約責任者又は契約責任者から検査を命ぜられた補助者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該納付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 契約責任者又は検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。
- 4 検査職員は、前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して契約責任者に提出するものとする。

(検査の一部省略)

第52条 物品の買入れに係る契約において単価が5万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(監督の職務と検査の職務との兼職禁止)

第53条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第54条 契約責任者は、会計規程第56条第3項の規定により、特に専門的な知識又は技能を

必要とすることその他の理由により会館の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、会館の職員以外の者に委託して当該監督及び検査を行わせることができる。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第55条 契約責任者は、前条の規定により、会館の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

(検査調書の作成)

第56条 契約責任者、検査職員及び契約責任者から検査を委託された者は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るもの（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）の場合には、検査調書の作成を省略できる。

2 前項ただし書きの規定は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しない場合においては、適用しない。

3 前2項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

(監督及び検査の実施)

第57条 契約責任者は、必要があるときはこの要領によるほか、監督及び検査の実施について別に定めることができる。

(部分払い)

第58条 契約責任者は、部分払いを行う場合には、その履行期間に応じ、支払の回数を定めるものとする。

2 契約責任者は、部分払いの請求があつたときは、遅滞なく自ら又は検査職員をして既済部分又は既納部分の検査をし、又は検査をさせ、既済部分検査調書又は既納部分検査調書を作成し、又は作成せなければならない。

3 部分払いをする場合において既に前払金があるときは、次の算式により支払金額を算出するものとする。

$$\text{支払金額} = (\text{既済部分又は既納部分の代価}) \times \left(\frac{\text{契約金額} - \text{支払済前払金額}}{\text{契約金額}} \right) \times \text{部分払いの率}$$

(債務の一部不履行)

第59条 契約責任者は、第50条に規定する検査の結果、債務の一部が履行されていないことを認めるときは、契約の相手方に期限を定めて修理又は補完を請求しなければならない。この場合において、損害が生じたときは、損害賠償を請求しなければならない。

2 第50条の規定は、前項の修理又は補完を完了した場合の当該部分の検査について準用する。

(履行遅滞)

第60条 理事長は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができない場合において、会館の業務運営上著しく支障を及ぼさないと認められるときは契約を解除しないで、相当の期間を限り、これを履行遅滞として取扱うことができる。

2 契約責任者は、前項の規定により履行遅滞の取扱いをした場合においては、契約代金（引渡しを受けた部分があるときはその部分に相当する契約代金を除く。）につき、遅延日数に応じて、年8.25パーセントの割合で計算した金額を契約の相手方から遅滞金として徴収しなければならない。

3 理事長は、天災その他の不可抗力又は契約の相手方の責めに帰することのできない理由により、契約の相手方が約定の期限内に債務を履行することができないと認められる場合には、履行遅滞としないで相当の期間を限り履行期限を延長することができる。

(損害負担)

第61条 契約責任者は、契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することのできない理由により生じた損害は、契約の相手方の負担としなければならない。

2 理事長は、前項の場合において、天災その他の不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、その損害が重大でかつ契約の相手方が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められる場合に限り、その損害の一部を会館の負担とすることができる。

(引渡し)

第62条 契約責任者は、検査の結果、債務の履行が完了したことを確認し、契約の相手方から契約の目的物を引渡す旨の申し出があったときは、直ちに引渡しを受けなければならない。ただし、契約の相手方から契約の目的物を引渡す旨の申し出がないときは、契約代金の支払の完了と同時に引渡しを受けなければならない。

(契約代金の支払)

第63条 契約責任者は、契約代金を支払う場合には契約の相手方に支払請求書を提出させ、当該対価に係る約定期間内にこれを支払うよう措置するものとする。ただし、第56条の規定により検査調書を作成した場合においては、当該検査調書に基づいて約定期間内にこれを支払う

旨を措置しなければならない。

- 2 契約責任者は、前項の場合において、遅延利息、違約金、損害金その他の徴収すべき金額があるときは、支払代金からこれらの金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴できる旨を措置しておかなければならない。

(遅延利息)

第64条 契約責任者は、契約の相手方から支払請求があった場合において、会館の責めに帰すべき理由により、前条第1項に規定する約定した支払期間を経過して対価を支払うときは、その支払金額に対し、期間満了の日の翌日から支払をする日までの遅滞日数に応じ、一定の割合で計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

- 2 契約責任者は、会館の責めに帰すべき理由により約定した検査期間内に検査をしなかったときは、その期間満了の日の翌日から検査を完了した日までの遅滞日数を約定した支払期間の日数から差し引かなければならない。この場合において、検査の遅滞日数が約定した支払期間を越えるときは、その越える日数について、一定の割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うものとする。

(契約の解除)

第65条 理事長は、契約の相手方の責めに帰すべき場合又は会館の業務運営上必要がある場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 契約責任者は、会館の責めに帰すべき理由により契約の相手方から解除の申し入れがあった場合には、これに応じなければならない。この場合において、契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、既済部分又は既納部分があるときは、当該既済部分又は既納部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとする。この場合の対価の支払は、当該引渡しを受けた部分に応じた金額とする。
- 4 第1項に規定する会館の業務運営上の必要から契約を解除したことにより契約の相手方に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。

(違約金の徴収)

第66条 契約責任者は、工事に係る請負契約等において契約の相手方の責めに帰すべき理由により当該契約を解除したときは、契約の相手方から契約代金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収できる旨を措置しておかなければならない。

- 2 契約保証金を納入させ、又は履行保証保険証書を提出させている契約において当該契約を解除したときは、違約金は徴収しないこととする。

(契約内容の変更)

第67条 契約責任者は、契約の内容を変更したときは、変更契約を締結しなければならない。

2 第42条の規定は、前項の変更契約について、これを準用する。

3 契約責任者は、会館の責めに帰すべき理由により契約の内容を変更した場合において、契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 契約責任者は、前項の場合には、契約の相手方から損害の種類、損害額その他損害の内容を示す書類を届け出させなければならない。

(契約不適合責任)

第68条 契約責任者は、引き渡された契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、契約の相手方に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、契約責任者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約責任者は、その不適合の程度に応じて代金の減額又は損害賠償を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 契約の相手方が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、契約責任者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第69条 契約責任者は、契約の目的物に契約不適合があることを知った時から1年以内にその旨を契約の相手方に通知しないときは、契約責任者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、契約の相手方が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の通知は、契約不適合の種類やおおよその範囲を通知する。

3 契約責任者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

4 前各項の規定は、契約不適合が契約の相手方の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する契約の相手方の責任は、民法の定めるところによる。

5 引き渡された契約の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は契約責任者若しくは監督職員の指

図により生じたものであるときは、契約責任者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、契約の相手方がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第7章 雑則

(長期継続契約)

第70条 理事長は、翌年度以降にわたり、次に掲げる電気、ガス若しくは水又は電気通信役務について、その供給又は提供を受ける契約を締結することができる。

- 一 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者が供給する電気
- 二 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が供給するガス
- 三 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者が供給する水
- 四 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者が供給する電気通信役務（財務大臣の定めるものを除く。）

(国又は地方公共団体を契約の相手方とする場合の特例)

第71条 理事長は、国又は地方公共団体を相手方にする場合であつて、相手方の契約に関する規程によらなければ契約しがたいときは、第5章及び第6章の規定にかかわらず、特別の取り決めをすることができる。

(国の契約の規定準用)

第72条 本要領に定めのないものについては、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）等国の契約の規定の例に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月18日から施行する。